

学校法人三室戸学園公益通報者保護規程

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、学校法人三室戸学園（以下「学園」という。）における不正行為等の早期発見と是正を図るとともに、通報者を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公益通報 本学園の役員、職員等及び労働者等からの組織的又は個人的な法令違反行為等（法第2条第3項に掲げる通報対象事業に限る。）に関する通報をいう。
- (2) 相談 本学園の役員、職員等及び労働者等からの前号の法令違反行為等に該当するかを確認する等の相談をいう。
- (3) 通報者 公益通報又は相談を行った役員、職員等及び労働者等をいう。
- (4) 役員 本学園の理事、監事をいう。
- (5) 職員等 本学園の職員、非常勤職員、嘱託職員、事務補佐員及び退職の日から1年以内にこれらの職にあった者をいう。
- (6) 労働者等 派遣労働契約等により学園において業務に従事する者、本学園の取引事業会社の労働者及び退職の日から1年以内にこれらの職にあった者をいう。

(窓口)

第3条 公益通報及び相談（以下「公益通報等」という。）を受ける窓口（以下「通報窓口」という。）を総務人事室に置き、その情報を本学 Web サイトにおいて公表するものとする。

2 公益通報等を通報窓口に取り次ぐため、通報コーナーを川越キャンパスに置く。

(責任者)

第4条 通報窓口責任者を置き、総務人事室長をもって充てる。

2 通報コーナー責任者を置き、事務本部長補佐（川越統括）をもって充てる。

(通報等の受付等)

第5条 通報窓口を利用できる者は、役員、職員等及び労働者等とする。

2 通報窓口の利用方法は、書面、電子メール、電話又は面談とする。

3 通報窓口は、公益通報された事項について、通報・相談受付票（別紙様式）を作成し、理事長に報告する。ただし、通報コーナーに公益通報があった場合は、通報コーナーにおいて通報・相談受付票（別紙様式）を作成し、通報窓口を経由の上、理事長に報告する。

(調査)

第6条 理事長は、公益通報された事項について、事実調査の必要があると認めるときは、調査委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる。

2 委員会は、次に掲げる委員を持って組織する。

(1) 理事長

(2) 理事長が指名する理事

(3) 理事長が必要と認める者 若干人

3 委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

5 委員会の庶務は、総務人事室において行う。

(協力義務)

第7条 職員等は、公益通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査に協力しなければならない。

(是正措置)

第8条 理事長は、調査の結果、不正行為等が明らかになった場合は、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

2 理事長は、調査結果及び是正措置等の内容について、必要があると認められるときは、公表又は関係行政機関に通知を行うものとする。

(処分)

第9条 理事長は、調査の結果、不正行為等が明らかになった場合は、当該行為に関与した職員等に対し、学校法人三室戸学園就業規則（以下「就業規則」という。）に基づき、懲戒処分を行うことができる。

(通知)

第10条 理事長は、通報者に対して、調査結果及び是正結果について、遅滞なく通知しなければならない。なお、調査を実施しなかった場合等についても、その旨を通知するものとする。

(不利益取扱い等の禁止)

第11条 通報者は、公益通報をしたことをもって、解雇その他いかなる不利益な取扱いを受けない。

2 理事長は、通報者の勤務環境が公益通報等をしたことをもって悪化することのないよう、適切な措置を講じなければならない。

3 理事長は、公益通報等をしたことをもって通報者に不利益な取扱い及び嫌がらせ等を行った職員等に対し、就業規則等に基づき、懲戒処分等を行うことができる。

4 前3項の規定は、第7条に規定する調査に協力した者（以下「協力者」という。）について準用する。

5 事業者は、公益通報によって損害を受けたことを理由として、公益通報者に対して賠償を請

求することはできない。

(プライバシー保護)

第 12 条 理事長は、第 8 条第 2 項に規定する公表及び通知並びに第 10 条に規定する通知を行う際は、当該調査関係者のプライバシーを配慮し行わなければならない。

(守秘義務)

第 13 条 委員会の委員、協力者及び本規程に定める業務に携わる者は、当該調査関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、その任務の遂行上知り得た情報を他に漏らしはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 理事長は、正当な理由なく前項の情報を漏れいさせた職員等に対し、就業規則に基づき、懲戒処分を行うことができる。

(不正の目的)

第 14 条 通報者は、虚偽の通報や他人を誹謗中傷する通報その他の不正を目的とした通報を行ってはならない。

2 理事長は、前項の通報を行った職員等に対し、就業規則に基づき、懲戒処分等を行うことができる。

(実施規程)

第 15 条 この規程の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 2 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。